

平成28年度 第1回佐倉市社会教育委員会議

会議録

会議名	平成28年度 第1回佐倉市社会教育委員会議
日時	平成28年7月1日(金) 10:00~11:15
場所	佐倉市社会福祉センター3階中会議室
委員	(出席:14名) 石井久雄・住母家規夫・浅野宏美・伊藤瑞康・渡辺菊江・木原義春・小川美津子・沼尻潤・渡辺聡・渡邊久子・安保昌浩・北原久美子・村上勲・中山賢三 (欠席:1名) 吉村真理子
事務局	茅野教育長・青木健康こども部長・上村教育次長 檜垣社会教育課長・櫻井児童青少年課長・高科生涯スポーツ課長 社会教育課:高橋副主幹・田中主査補・笠松主事 文化課:柴田副主幹
作成者	社会教育課:笠松

会議次第

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長挨拶
- 4 各委員の紹介
- 5 職員の紹介
- 6 社会教育委員について
- 7 議事
 - (1) 議長・副議長選出
 - (2) 会議の公開について
 - ① 会議公開・傍聴人数・傍聴要領・会議録作成
 - (3) 平成28年度佐倉市社会教育関係事業の概要について
 - ① 教育委員会 社会教育課
 - ② 教育委員会 文化課
 - ③ 健康こども部 児童青少年課
 - ④ 健康こども部 生涯スポーツ課
 - (4) 平成28年度佐倉市社会教育委員関係行事について
- 8 その他
- 9 閉会

1 開会

○事務局

本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまより、

平成28年度第1回佐倉市社会教育委員会議を、開催いたします。

佐倉市社会教育委員設置条例の第4条第2項で、定例会は、年2回これを招集すると定めておりますが、本日は、その第1回目となります。

なお、本日、吉村委員は、都合によりご欠席しております。

2 委嘱状交付

○事務局

会議をはじめるにあたり、教育長より委嘱状の交付を行います。

教育長が皆様の前に立ちましたら、ご起立いただき、委嘱状をお受け取りください。

(委嘱状交付)

3 教育長挨拶

○事務局

それでは、会議に先立ちまして、佐倉市教育委員会教育長、茅野達也より、ご挨拶申し上げます。

(教育長挨拶)

4 各委員の紹介

○事務局

続きまして、佐倉市社会教育委員の委嘱をさせていただきました皆様に、最近の活動内容などを交えまして、お手元にお配りしてございます佐倉市社会教育委員名簿の順に、自己紹介をお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

(委員、自己紹介)

5 職員の紹介

○事務局

続きまして、職員の紹介をさせていただきます。

(職員、自己紹介)

6 社会教育委員について

○事務局

今回、社会教育委員15名のうち、4名が新たに委嘱されました。なお、うち1名は、以前、社会教育委員として委嘱されております。社会教育委員の役割について、事務局から、簡単に説明させていただきます。

資料の16ページ、「社会教育委員とは」をご覧ください。

まずは、「1 法的根拠」です。

社会教育法 第15条第1項には、「都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。」と定められ、これを受け、佐倉市社会教育委員設置条例 第1条で「市の社会教育の振興を図るため、社会教育法第15条の規定に基づき、佐倉市社会教育委員を置く。」と定めています。これが、法的な根拠となります。

続いて、「2 社会教育委員の仕事」です。こちらも、社会教育法第17条に定められています。社会教育委員は、社会教育に関し教育委員会に助言するため、以下の職務を行う。

第一号 社会教育に関する諸計画を立案すること

第二号 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること

第三号 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと

そして、第2項 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。第3項 市町村の社会教育委員は、当該市町村の教育委員会から委嘱を受けた青少年教育に関する特定の事項について、社会教育関係団体、社会教育指導者その他関係者に対し、助言と指導を与えることができる。と定められています。

このことから、社会教育委員は、以下の2つの性格を併せ持っています。

① 個々の委員として職務を行う独任制的な性格

② 会議形式で職務を行う合議制的な性格 と言われています。

また、社会教育法第13条には、補助金規定があります。

条文はご覧のとおりでして、社会教育関係団体に補助金を交付するときは、法律の定めに従って、あらかじめ社会教育委員の意見を伺いながら、進めてまいります。

資料の17ページをご覧ください。

まずは、「3 佐倉市社会教育委員として」何をするのか、というものです。(1) のとおり、年間2回の定例会議を行います。

また、(2) のとおり、各種研修会へ参加していただきます。

最後に、「社会教育と生涯学習の違い」について、簡単に説明いたします。

社会教育とは、社会教育法第2条に定義されています。条文は、ご覧のとおりです。組織的な教育活動、というところが、ポイントかと存じます。

続いて、生涯学習についてですが、社会教育法のように、法律で、明確な定義はございません。教育基本法第3条に「生涯学習の理念」が定められております。生涯にわたって、学習でき、成果を適切に生かす、というところが、ポイントかと存じます。

参考文献は、伊藤俊夫氏が編集した『社会教育委員のための生涯学習』という本でございます。

大きな枠組みを、簡単に説明いたしました。

まずは、佐倉市の社会教育委員として、年2回の定例会議と、年3回の各種研修会にご参加いただくことを、ご理解いただければ幸いです。

疑問点等あれば、都度、個別に説明いたします。会議終了後や日々の電話等で、ご質問ください。

以上、社会教育委員について、説明いたしました。

7 議事

○事務局

佐倉市社会教育委員設置条例第6条第2項で、会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができないと、定めています。

委員の定数15人に対して、本日の出席は14人です。よって会議は成立いたしました。

これより議事に入りますが、はじめに、佐倉市社会教育委員設置条例第5条第1項で、委員の互選により、会議の議長を選出することとなっております。また、慣例により副議長を1名選出しておりますが、いかがいたしましょうか？

どなたかご推薦はございますか？

○委員

議長は、今まで勤めていらした木原委員でいかがでしょうか。

副議長も、本日欠席ではございますが、吉村真理子委員で、いかがでしょうか。

(拍手・承認)

○事務局

それでは、議長を木原委員、副議長を吉村真理子委員をお願いする、ということで

よろしくお願ひいたします。

○事務局

それでは、木原委員につきましては、議長席に移動をお願いいたします。

佐倉市社会教育委員設置条例の第5条第2項で、議長は会議を総理し、会議を代表すると定めておりますので、木原議長に、この後の議事の進行を務めていただきます。

それでは、木原議長、よろしくお願ひいたします。

○議長

木原でございます。不慣れでございますが、与えられた期間ベストを尽くしてまいりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長

それでは、ただちに会議に入りたいと思いますが、まずは、会議公開について、事務局から説明を求めます。

○事務局

会議の公開につきまして、説明させていただきます。佐倉市情報公開条例第20条の規定により、公開することが原則となっております。ただし、不開示情報に該当する事項を審議する場合や、会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が阻害されると認められる場合は、その全部又は一部を公開しないことを審議会等で決定できる(要綱第3条)ようになっております。

この非公開とするか否かの決定につきましては、以前から会議で諮ることといたしましたが、今まで会議を非公開として実施した例はございませんでした。

続いて、会議の公開方法ですが、佐倉市審議会等の会議の公開に関する要綱第5条の規定に基づき、傍聴者の定員を先着順で5名とし、会場内の秩序維持のため、審議会要項の傍聴要領例に基づいた傍聴要領を定めさせていただいております。傍聴要領については、お手もとに配布させていただいた資料の通りです。

なお、本会議録の作成については、「全文筆記」と「要録筆記」とございまして、今までは、「要録筆記」で対応しておりました。

最後になりますが、会議録署名人の選出についてですが、名簿の上から順に、今回は、石井委員と、住母家委員にお願いできればと考えております。

以上でございます。

○議長

ただいま、事務局から会議公開について、説明がありました。

条例で公開が決まっていること、

会議を非公開とすべき審議事項があった場合は、会議で諮ることとなっていたが、

過去、非公開とした会議は無かったということ

傍聴の定員、今までは、先着順で5名とのこと

会議録、今までは要録筆記

議事録署名人に、石井久雄さん、住母家規夫さんをお願いしたい、とのこと。

いかがいたしましょうか。

事務局から説明があった通り、今まで、特に不都合なことは出ておりませんので、事務局の説明どおりで、よろしいですね。

(承認)

では、会議を続けます。

まずは、会議を公開し、傍聴を5名まで許すとしました。

事務局、傍聴人は、ありますか？

○事務局

本日、傍聴を受付けましたところ、傍聴の申し出はありませんので、このまま進めていただければと思います。

○議長

それでは議事（1）平成28年度佐倉市社会教育関係事業の概要についてとあります。

このことについて、事務局の説明を求めます。

○事務局

社会教育課関係の事業計画、予算概要、補助金につきまして、説明をいたします。お手元の、佐倉市社会教育委員会議資料の1ページから3ページまでをご覧ください。

まずは、家庭教育事業でございますが、例年同様、家庭教育学級を開設しています。

10月には、家庭教育講演会を実施する予定でございます。

また、中学生を対象とした子育て理解講座や、小中学校入学前の保護者を対象とした子育て講座などの学習機会を設定しております。

続いて、下段の地域教育事業ですが、7月には、下志津小学校児童を対象に、佐倉西高等学校のセミナーハウスにて、「わくわく通学合宿」の開催を予定しております。通学合宿は、子どもたちの宿泊体験を通して、自主性や社会性、協調性を伸ばし、「生きる力」を育むことを目的としています。その他には、「チャレンジ通学合宿」、「佐倉子ども交流合宿 IN 弥富」の開催を予定しております。

公開講座については、千葉敬愛短期大学では、夏休みの小学生を対象に講座を計画しています。

佐倉学では、郷土に根付いた文化を学び、将来に生かすことを目的に、講座等を開催していますが、「佐倉・城下町400年記念事業」と銘打ったりレー講座を今年度も開催いたします。

2ページの人権教育事業では、人権問題の正しい理解と、差別の解消に向けた講演会の開催、施設見学、啓発図書の配架などを行います。

また、同和対策集会所の維持管理を引き続き実施いたします。

続いてコミュニティ事業でございます。

前年度までは、2年制のコミュニティカレッジさくら事業を社会教育課にて行っておりましたが、今年度から臼井公民館に移行しましたので、事業計画には、記載しておりません。

学びあい講座事業の「さくら学び塾」については、ご覧のとおりです。

年間70万人前後の利用がある学校開放事業につきましては、市内小中学校の体育館、校庭などの開放事務を行っています。現在、小学校21校に管理指導員(白銀、和田小は無し)を配置し、安全管理を図っております。

各事業の予算額については、資料3ページの通りとなっております。

3ページ下段の補助金につきましては、ご覧のとおりです。

予算の中で、一番大きなものが、志津公民館整備事業でございます、2274万6千円を計上しております。

今年度は、すでに実施済みですが、旧志津公民館の解体工事を行いました。また、旧志津公民館用地の財産移管に係る測量を行っております。なお、旧志津公民館用地は、資産管理経営室へ財産移管をした後、売却する予定となっております。

最後に、お配りした『佐倉の教育』について、説明いたします。

社会教育の関係では、ただいま説明した社会教育課の事業のほかに、公民館・図書館・音楽ホール・美術館事業を掲載しておりますので、ご覧ください。

また、社会教育関係以外にも、学校教育関係事業もございますので、併せてご覧いただければ幸いです。

以上でございます。

○事務局

文化課関係の事業計画および予算概要につきまして、ご説明をいたします。資料は、4ページから6ページに記載してございます。

それでは、4ページから順に説明をさせていただきます。

こちらには文化課所管の事業を、その内容によって11に分けて掲載しております。一番上にあります「市民文化祭事業」から「国際理解促進事業」までが、次の5ページに記載の予算概要のうち、社会教育総務費に該当いたします。これらの4つの事業は、芸術文化の振興に関するものでございます。

最初の「市民文化祭事業」は、毎年秋に開催をしている「市民文化祭」の事業でございます。これは、市内の各文化団体で構成している文化団体連絡協議会が中心とな

って実行委員会を組織し実施しております。今年も市民音楽ホールでのオープニングイベントを皮切りに27会場で、美術展、書道展、舞踊まつり、短歌大会などさまざまな事業を実施する予定でございます。

続いて、「文化普及事業」ですが、こちらはまず、「キネマの夕べ」として、日本映画の名作を上映する映画会を市民音楽ホールで年6回開催しております。

また、市役所のロビーでは、毎月1回程度、お昼のひとときを活用した「ロビーコンサート」を開催し、気軽に音楽を楽しんでいただいております。出演者には、ボランティアで演奏をお願いしております。

そして、芸術文化の普及のため、1年間に行われた文化的な行事等をまとめた情報誌「風媒花」も発行しております。

「文化関係団体の育成」では、市民文化祭で協力いただく文化団体連絡協議会への活動支援を行っております。

次に「国際理解促進事業」でございますが、こちらは佐倉が幕末からオランダとの関係が深いという歴史的なつながりから、佐倉日蘭協会が開催する佐倉オランダ児童交流事業などの支援を行うものです。30年近く続いているこの児童交流は、お互いの子どもたちがそれぞれの国、学校などを隔年で訪問し合っています。今年も、オランダの児童が佐倉に訪れ、千代田小学校を中心に佐倉小学校、臼井小学校の児童と交流する予定となっております。期間は、11月14日から22日を予定しております。

5番目以降につきましては、文化財に関する事業でございます。次ページの予算概要では、文化財保護費に該当いたします。

「佐倉市文化財審議会」では、文化財の保存活用上の助言や指導を受けたり、文化財の指定などの調査や審議をお願いしております。

つづきまして、佐倉市の文化財について広く周知するための様々なイベント等を開催するのが、その次の「文化財普及啓発事業」となります。

「指定文化財等の保護管理」としては、指定、登録文化財の適切な管理、所有者等へのそうした費用の助成などを行っております。

「埋蔵文化財の保護事業」では、埋蔵文化財の保護を目的に、民間事業者等が土地造成をする際に、事前の相談を受け、必要に応じて調査などを行っております。

「史跡の保存整備事業」は、市内にある井野長割遺跡と本佐倉城跡の2つの国指定史跡の保存整備に関するものでございます。現在はそれぞれに検討委員会などで、具体的な整備内容、整備計画などについて検討をしているところでございます。

最後の「市民文化資産保全活用」につきましては、市民が大切に保存継承されてきた文化資産を選定し、市民の協力によってその保全と活用を進め、確実に将来に引継ぐための取り組みです。

次ページの予算概要につきましては、事業別に少し細かく分けて記載してあります。先ほどご説明させていただきました文化振興関係が、社会教育総務費、文化財の関係が、文化財保護費となります。

なお文化課では、市民音楽ホールと市立美術館の連絡調整も行っておりますので、

両館についての予算も併せて掲載しております。

それぞれに今年度も多くの方にご来場いただけるよう、市民音楽ホールでは、内外の一流演奏家によるコンサートや演劇、美術館では佐倉ゆかりの作家による展覧会など様々な事業を予定しております。

最後になりますが、次の6ページでは、補助金を掲載しております。

佐倉日蘭協会助成補助金は、先ほどご説明いたしました佐倉日蘭協会に対する佐倉オランダ児童交流事業などへの事業補助となります。

次の文化財保存事業補助金は、指定又は登録を受けた文化財の適正な保存管理、その活用を図るため、文化財の所有者等が行う文化財の維持管理などに要する経費に対して、予算の範囲内で補助金を交付するものです。

文化課の事業につきましては、以上でございます。

○事務局

青少年育成関係の主な事業についてご説明いたします。資料7ページをご覧ください。

事業は、主に4つございます。ひとつは子ども会育成連盟支援事業でございます。子ども会育成連盟は子ども会の育成を図り、子ども会活動を通じて青少年の健全育成に寄与することを目的としている団体でありまして、地区ごとの単位子ども会によって構成されております。今年度の主な活動といたしましては、資料のとおりとなりますが、まず、ジュニアリーダー初級認定講習会があります。これは、小学5・6年生を対象として、申込みのあった31名に対しまして、子ども会のお兄さん・お姉さんとしてのリーダー役を担っていただこうと、来年2月まで、合計9回の講習を開催するものでございます。

次の育成者講習会につきましては、大人の育成者を対象に、ゲームの内容や進め方を学ぶ講習会とクリスマス会の運営等の講習会を実施するものでございます。

次の、子ども会中央交流フェスティバルにつきましては、今年は10月23日、日曜日に、市民体育館で開催する予定でおります。

2つ目が成人式事業です。これは佐倉市が教育委員会と連携し、実施する事業でありまして、今年度は、来年1月9日の成人の日市民音楽ホールで実施いたします。昨年度の参加率は75.6%でございました。今年度の4月末での対象者は1663人で、昨年度より85人ほど増加しておりますが、前年度と同程度の規模の式典になるものと考えております。

また、成人式の運営にあたりましては、新成人の有志を中心とした運営委員会を6月に設置し、会議を毎月開催する予定です。この運営委員会では、今年度の成人式を、親や恩師への感謝の場、旧友との集いの場、自らの生き方を振り返る場と位置付け、内容について検討しているところでございます。

3つ目でございますが、青少年相談員事業でございます。青少年相談員は地域での様々な活動を通じ、青少年の健全育成を図ろうとする市民の皆様でございます。

今年度は3年に1度の委嘱替えの年に当たり、今期から、青少年相談員の対象年齢が上下拡大し、20歳から55歳までになりました。また、定数が71人から87人に増員し、学校やPTAをはじめ、関係各位のご協力をいただいて、委嘱をしたところでございます。

今年度の主な活動といたしましては、6月26日に実施いたしましたソフトドッジボール大会、年が明けてから行いますたこあげ大会、綱引き大会がございます。先般行われましたドッジボール大会は、小学校4・5・6年生を対象に45チーム約400人の子どもたちの参加があり、保護者等を含め、多くのご参加をいただき盛大に開催されました。

最後に、青少年育成市民会議事業でございます。青少年育成市民会議は、少年非行を防止するため、国の呼び掛けによって昭和57年に設立した団体であり、市内7地区の住民会議が中心となって、地域の中で子どもたちの健やかな育ちを応援しています。

主な活動といたしましては、6月～11月にかけて、親子農業体験である「畑の学校」を開催いたします。今年度は親子37組145名のご参加をいただき、じゃがいもや落花生、さつまいもの栽培を通じて、子どもたちが土に親しむ機会を提供しております。

また、地域の見回り活動として、各地区において「防犯パトロール」を随時実施している他、地域のつながりを目的とした「地域交流まつり」や青少年を取り巻く課題について話し合う「トーク大会」を開催しております。

8頁をお願いいたします。予算でございますが、青少年対策費といたしまして4595万1千円を計上してございます。主なものといたしましては、下段の青少年活動団体支援事業の補助金でございます。子ども会育成連盟・ボーイスカウト、ガールスカウト育成会・青少年相談員連絡協議会・青少年育成市民会議に助成を行っております。また、青少年センターやヤングプラザ等の運営・維持管理を行っております。

次に、社会教育総務費の成人の日事業として176万5千円を計上してございます。以上でございます。

○事務局

生涯スポーツ課の事業について、ご説明申し上げます。座って失礼させていただきます。わたくし共の事業は、スポーツを通じての市民の皆様の健康の保持増進と、青少年の健全育成が主な目的でございます。

資料の9ページから11ページでございます。最初のスポーツ大会事業につきましては、掲載のとおり、年間を通じまして様々な大会を計画しております。平成28年度は23の大会を予定しております。大会の運営には、市の体育協会の各専門部の方々に、主管をお願いしております。

次の郡・県の大会関係でございますが、第67回印旛郡市民体育大会につきましては、明日、7月2日に八街市の中央公民館で総合開会式が執り行われ、順次、17競

技25種目が開催されます。この大会の上位者が印旛郡市の代表として、8月中旬から随時開催される第66回千葉県民体育大会へと進んでまいります。また、これとは別に、12月には岩名運動公園の陸上競技場を拠点として、第87回の印旛駅伝競走大会が行われます。

次のスポーツ教室事業は、ふだんスポーツに親しむ機会の少ない方に、気軽に親しんでいただくために、軽スポーツの教室を開催いたします。

なお、2番目のトップアスリート教室につきましては、趣旨が異なりまして、こちらは競技力のアップを目的に、一流選手による技術指導をいただく予定でございます。例年、種目を変えて実施しておりまして、昨年度は、1月にバドミントン日本リーグ1部で活躍している選手にお越しいただいております。今年はラグビー教室を開催する予定でしたが、調整がつかせませんでしたので、沼尻体育協会会長に卓球教室の開催を調整していただいております。実施時期につきましては1月を予定しておりますが、講師につきましては、現在のところ未定でございます。

次のスポーツ団体支援につきましては、各種のスポーツ連盟、協会といった団体と市が連携をいたしまして、それぞれの団体の発展・充実に向けた協議や、補助金の交付等をいたしております。

次の指導者育成・支援事業につきましては、地域のスポーツ活動を支援するために、スポーツリーダーバンクに指導者を登録いたしまして、要請に応じて派遣するものでございます。

最後に、スポーツ施設の管理運営事業と施設整備事業につきましては、市民体育館や岩名運動公園など、市内の体育施設を充実させ、また、気軽にご利用をいただくために、管理運営の委託先であります指定管理者と連携をいたしまして、様々なサービスの工夫に努めております。

資料の11ページは、ただいまご説明申し上げました、それぞれの事業費の一覧でございます。

以上でございます。

○議長

ただいま、社会教育関係の事業計画、予算、補助金について、事務局から説明がありました。

このことについて、何か質問はありますか。

(質疑なし)

○議長

よろしいでしょうか。

それでは、本件について、承認されるかたの挙手をお願いします。

「挙手全員」であります。

よって、本件については、承認いたします。

○議長

次に、議事の（２）として、平成２８年度佐倉市社会教育委員関係行事について、とあります。

このことについて、事務局の説明を求めます。

○事務局

平成２８年度、佐倉市社会教育委員関係行事について、説明をいたします。

資料１２ページをご覧ください。

今年度は、全国社会教育研究大会が、千葉県開催で、前年度から実行委員会を行っております。

４月２７日には、第４回実行委員会、５月２４日には、第５回実行委員会が開催され、日程や分科会、会場設営等について協議しました。

４月２８日には、平成２８年度、印旛郡市社会教育委員連絡協議会、定期総会が、八街中央公民館にて、開催されました。印旛郡市社会教育振興大会をはじめとする、今年度の予算計画・予算案等を協議しました。

８月６日土曜日ですが、午後１時３０分より、平成２８年度、印旛郡市社会教育振興大会が、成田市文化芸術センターを会場に、開催されます。

１３ページから１５ページが振興大会の案内となっております。

今大会では、明治大学教授の井田正道氏を講師に迎えて、

講演「１８歳選挙権導入とその社会的影響について」があるほか、富里市の事例提案もございます。

出欠確認をいたしますので、みなさまには、ぜひ、ご参加をお願いいたします。詳細につきましては、お配りした通知文をご覧ください。出欠席の連絡は、７月２２日金曜日までに、社会教育課にご連絡ください。

また、１０月２７、２８日には全国社会教育研究大会が、千葉市内で開催されます。こちらは、追加でお配りしたカラー刷りのチラシ、それから冊子のものがございます。こちらの参加も、お願いいたします。出欠席については、後日連絡させていただきます。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

本件について、何かご質問はございますか。

（質疑なし）

○議長

よろしいでしょうか。

それでは、本件について、承認される方の挙手をお願いします。

ありがとうございます。

「挙手全員」であります。

よって、本件については、承認いたします。

8 その他

○議長

その他、事務局から、報告・連絡事項などがありますか。

○事務局

佐倉図書館の整備について、説明いたします。

お配りした資料、A4判1枚の議員提出議案詳細表示と書かれたものをご覧ください。

こちらは、平成28年2月市議会定例会で、「佐倉図書館建替えに関する意見書」として議員発議が提出され、全員賛成をもって、原案が可決されたものです。

意見書の内容としては、3段落目になりますが、

- ・佐倉図書館として有するべき機能を精査し、早期建替えを要請
 - ・新町等旧佐倉地区の活性化にも資する拠点施設となるよう求む
- を佐倉市議会として要望するものであります。

現時点では、佐倉図書館の建替えについて、施設の場所や規模について検討を進めているところでありますが、教育委員会としては、現在の佐倉図書館は早急な建替えが必要であり、図書館としての規模・機能は引継ぎ、新たな図書館サービスの拡充が図れるよう進めてまいります。

検討が進みましたら、報告をいたします。

以上でございます。

○議長

ありがとうございました。

委員の皆さま、何かございますか。

(質疑なし)

○議長

なければ、以上で本日の会議を終了いたします。

ご協力ありがとうございました。

9 閉会

○事務局

本日は、お忙しい中、ありがとうございました。

これをもちまして、平成28年度、第1回佐倉市社会教育委員会議を終了させていただきます。

今後とも、よろしく願いいたします。

ありがとうございました。